

2025(令和7)年3月19日

保険薬局 各位

医療法人社団康心会 茅ヶ崎中央病院
〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-2-3
(代表) TEL: 0467-86-6530
FAX: 0467-87-5119

後発医薬品変更調剤等の FAX 報告について

平素より、院外処方 of 適正な運用にご協力いただきありがとうございます。

これまで当院におきましては、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品および一般名処方の変更調剤について FAX 等にて報告をいただいております。このたび、厚生労働省通知①②を参考として、以下のように対応を変更することといたしました。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

【今後の対応】

以下について保険薬局からの報告は不要とします（電子カルテに文書取り込みを行わない）。

後発医薬品変更調剤報告、一般名処方調剤報告

※必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参するようご指導をお願いします

【FAX 報告される際のお願い】（患者 1 名あたり FAX 用紙 1 枚としますが様式は問いません）

患者名、患者番号、生年月日、処方日、診療科及び疑義照会内容を必ず明記してください

参考：厚生労働省通知①②について

①変更調剤の報告

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)」
保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

「疑義解釈資料の送付について：その 2 (平成 24 年 4 月 20 日事務連絡)」

(問 43) カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答) 改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

ご不明な点がございましたら、当院薬剤科までご連絡ください。

今後とも宜しくお願ひ申し上げます。